



# 「Go To 商店街事業」先行募集

## 募集期間

2020年10月2日から2020年10月30日まで

#### 目的

本事業は、3密対策等の感染拡大防止対策を徹底しながら、商店街等がイベント等を実施することにより、周辺地域で暮らす消費者や生産者等が「地元」や「商店街」の良さを再認識するきっかけとなる取組を支援するものです。

各地域で、消費者や生産者との接点を持つ「商店街」が、率先して「地元」の良さの発信や、地域社会の価値を見直すきっかけとなる取組を行い、地域に活気を取り戻していくことを通じて商店街の活性化につなげることがねらいです。

そのような取組を全国津々浦々で展開すべく、Go To商店街事務局からイベント等を実施する商店街等の募集を行います。

商店街等よりご応募いただいた提案について、審査を経て、実施する商店街等を決定します。

#### 支援内容

#### ▼対象事業

- ・消費者や生産者が、地元や商店街の良さを再認識するきっかけとなるような商店街イベント等の実施(オンラインを活用したイベント実施も含む)
- ・地域の良さの再発見を促すような、新たな商材の開発やプロモーションの製作

#### ▼事業実施箇所

- ・申請者の所在エリア及び隣接するエリア\*
- ・オンラインイベント、商材開発、プロモーションの場合はエリアの制限はなし
- \*イベント実施により、申請者の所在エリアへ直接の来街があり、活性化が見込めるエリアに限る

#### ▼対象経費

イベント等を実施するために必要な経費

- ※イベント等実施のみに使用されることが特定・確認できるものに限る
- ※出演費等の一部の経費については、経費毎の限度額、限度割合等の要件を設定

#### 支援規模

# ▼上限額

- ・300万円×申請者数
- +500万円(2者以上で連携し事業を実施する場合に限る)
- ※ただし、1申請あたりの上限額は1,400万円とする。

# 対象者の詳細

特定の商店街等(商店街その他の商業の集積)の活性化につながる取組を実施できる商店街組織等\*

\*商店街組織(任意団体含む)、商工会、商工会議所、温泉街、飲食店街、

民間事業者(DMO、まちづくり会社(中小企業に限る))等

※それぞれ、設立経過年数等の要件を設定

#### お問い合わせ

Go To 商店街事務局 電話:03-5544-7613 中小企業庁商業課 電話:03-3501-1929

メール: chuki-syogyo@meti.go.jp

申請相談ページ	samurai-match.jp/coupon/	
申請相談コード	aexrhk	
申請支援着手金		要相談
成功報酬		要相談

情報の泉本部 東京都渋谷区南平台町3-13 新堀ビル3F TEL:03-6416-0402 HP:https://www.grand2.com MAIL:support1@j-izumi.com

上記金額の有効期限は2020年10月30日まで

# 担当者

会社名:一般社団法人経営セカンドオピニオン協会

担当 : 山中

その他の 機関

# 令和2年度 面的キャッシュレス・インフラの構築支援事業補助金

# 募集期間

2020年9月28日から2020年10月23日まで

#### 目的

本事業は、地域団体または当該団体等と民間事業者のコンソーシアム(以下「間接補助事業者」という。)が、地域の中小・小規模 事業者等に一体的にキャッシュレス決済を導入する取組みに対し、キャッシュレス決済端末本体等に要する経費の一部に補助を行 う。

#### 支援内容

# ▼補助対象経費

- 決済端末本体等
- 下記の機能を有する機器とする
- □読み取り機能
- □決済処理機能
- □精算データ作成機能
- □精算データ送信機能
- □通信機能
- ・決済関連ソフトウェア
- ・キャッシュレス決済端末と連動し、中小・小規模事業者等の経営効率の向上に資するプログラム等
- ・上記ソフトウェア等にかかわる導入費用等

#### 支援規模

補助金の上限・下限額は、以下のとおりとする。

(上限額)

- ・ 1間接補助事業者あたりの補助金申請上限額:5,000万円(下限額)
- ・ 1間接補助事業者あたりの補助金申請下限額: 100万円

補助率2/3以内

#### 対象者の詳細

本事業の補助対象者は、地域団体または当該地域団体と民間事業者のコンソーシアムとする。

#### <地域団体>

- ①商店街等(※)組織
- (1) 商店街等を構成する団体の内、商店街振興組合、事業協同組合等の法人格を有する商店街等組織
- (2)商店街等を構成する団体の内、法人化されていない任意の商店街等組織であって、規約等により代表者の定めがあり、財産 の管理等を適正に行うことができる者
- (3) 上記(1)、(2) に類する組織

#### ※商店街等

商店街その他の商業施設の集積(共同店舗・テナントビル等(※1)、温泉街・飲食店街等(※2)または問屋街・市場等(※3)をいう。

#### ※1:共同店舗・テナントビル等

小売業・サービス業等を営む者の店舗等が主体となっているものであって、構成する店舗の多くが中小・小規模事業者等であるこ と

#### ※ 2:温泉街·飲食店街等

小売業・サービス業等を営む者の店舗等が主体となって街区を形成しているものであって、構成する店舗の多くが中小・小規模事 業者等であること

#### ※3:問屋街・市場等

構成する店舗の多くが中小・小規模事業者等であり、不特定多数の一般消費者を対象として事業を行い、開場時間が極めて限定的でないことが明らかとなっていること

#### ②商工会議所(※1)、商工会(※2)、観光協会

※1:商工会議所

商工会議所法(昭和28年法律第143号)に基づく商工会議所をいう。

※2:商工会

商工会法(昭和35年法律第89号)に基づく商工会をいう。

#### ③街づくり事業者等を中心とした複数事業者の集合体

街づくり事業者(※)および当該まちづくり事業者と密接に関係しており、当該関係性を名簿等で証明できる複数事業者の集合体をいう。

## ※街づくり事業者

地域の街づくりや商業活性化等の担い手として事業に取り組むことができる者であり、定款等に代表者の定めがあり、財産の管理 等を適正に行うことができる者をいう。当該地域の街づくり事業者が補助対象者となるかは、地域の街づくりや商業活性化等の担い手として行ってきたこれまでの取組み内容や事業計画等から判断する。

#### ④その他地域団体として補助金事務局が認めるもの

主に一般消費者に対して事業者を展開している店舗を営む中小・小規模事業者が複数所属している団体であって、次に掲げる事項を規約等で定める団体をいう。

# (ア)目的

- (イ) 構成員、事務局、代表者および代表権の範囲
- (ウ) 意思決定方法
- (工)解散した場合の地位の承継者
- (オ) 事務処理および会計処理の方法
- (カ) 会計および監査の方法
- (キ) その他運営に関して必要な事項

#### <民間事業者>

- ・キャッシュレス決済事業者
- ※地域団体等と包括加盟店契約等により、密接に連携してキャッシュレス決済端末等を調達するもの

#### • 応募資格

次の要件を満たす地域団体、街づくり事業者、民間事業者とする。

#### 日本に拠点を有していること。

本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。

本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること(任意団体の場合 は、原則、応募時において、設立(結成)後1年以上を経過していること)。

経済産業省からの補助金交付等停止措置または指名停止措置が講じられている者ではないこと。

※コンソーシアムで申請する場合は、地域団体を幹事者とし、幹事者が事業提案書を提出すること。(但し、幹事者が業務のすべてを他のものに委託することはできない。)

#### お問い合わせ

「面的キャッシュレス・インフラの構築支援事業」事務局 〒150-8508 東京都渋谷区恵比寿南1丁目5番5号 株式会社ジェイアール東日本企画ソーシャルビジネス開発局

電話番号 03-5447-7233

営業時間 10:00~12:00, 13:00~17:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)

申請相談ページ	samurai-match.jp/coupon/	
申請相談コード	nd2kym	
申請支援着手金		要相談
成功報酬		要相談

情報の泉本部 東京都渋谷区南平台町3-13 新堀ビル 3 F TEL:03-6416-0402 HP:https://www.grand2.com MAIL:support1@j-izumi.com

申請問い合わせ先

上記金額の有効期限は2020年10月23日まで

# 担当者

会社名:一般社団法人経営セカンドオピニオン協会

担当 : 山中

MAFF 農林水産省

# Go To Eatキャンペーン事業

## 募集期間

都道府県によって異なります。

#### 目的

「Go To Eatキャンペーン事業」は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う外出の自粛等の影響により、甚大な影響を受けている飲食業に対し、期間を限定した官民一体型の需要喚起を図るものです。

#### 支援内容

▼感染症対策として、9月8日(火曜日)に食事券発行事業に参加する飲食店に守っていただく感染症対策を、また、9月15日(火曜日)にオンライン飲食予約事業に参加する飲食店に守っていただく感染症対策(食事券向けと同内容のもの)を公表しました。

#### ▼飲食店の皆様へ

食事券参加飲食店の登録先(HP及び問合せ先)について(令和2年9月30日現在) 各地域の状況一覧については、随時更新いたします。

(注)添付ファイルが見られない場合は、HP更新のタイミングと重なっている可能性がありますので、更新をしていただくようお願いいたします。(「F5」ボタンを押してください。)

#### ▼飲食店の皆様へ

オンライン飲食予約参加飲食店の登録先について(令和2年9月15日公表) Go To Eatキャンペーン公式サイトにオンライン飲食予約事業者のお問い合せ先及び条件の一覧を掲載しております。

#### 対象者の詳細

飲食店

# お問い合わせ

Go To Eatキャンペーンコールセンター

電話番号:0570-029-200

受付時間:10時00分~17時00分(土日祝を含む。ただし、12月29日~1月3日は除く。)

#### 食料産業局食品製造課Go To Eatキャンペーン準備室

ダイヤルイン: 03-6744-0402

申請相談ページ	samurai-match.jp/coupon/	
申請相談コード	b277vq	
申請支援着手金		要相談
成功報酬		要相談

申請問い合わせ先

情報の泉本部 東京都渋谷区南平台町3-13 新堀ビル 3 F TEL:03-6416-0402 HP:https://www.grand2.com MAIL:support1@j-izumi.com

上記金額の有効期限は2021年4月21日まで

### 担当者

会社名:一般社団法人経営セカンドオピニオン協会

担当 : 山中



# 家賃支援給付金【申請難易度★☆☆】

# 募集期間

2021年1月15日

#### 目的

5月の緊急事態宣言の延長等により、

売上の減少に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃(賃料)の負担を軽減する給付金を支給します。

#### 支援内容

法人に最大600万円、個人事業者に最大300万円を一括支給。

#### ▼算定方法

申請時の直近1ヵ月における支払賃料(月額)に基づき算定した給付額(月額)の6倍

#### 対象者の詳細

- ①資本金10億円未満の中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者※
- ※医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人も幅広く対象。
- ②5月~12月の売上高について、
- ・1ヵ月で前年同月比▲50%以上または、
- ・連続する3ヵ月の合計で前年同期比▲30%以上
- ③自らの事業のために占有する土地・建物の賃料を支払い

# お問い合わせ

家賃支援給付金 コールセンター 0120-653-930 (平日・土日祝日8:30~19:00)

## 申請解説動画QRコード



申請相談ページ	samurai-match.jp/coupon/	
申請相談コード	gk0fmk	
申請支援着手金		要相談
成功報酬		要相談
上記金額	。 の有効期限は2021年1月15日まで	

申請問い合わせ先

情報の泉本部 東京都渋谷区南平台町3-13 新堀ビル3F TEL:03-6416-0402 HP:https://www.grand2.com MAIL:support1@j-izumi.com

# 担当者

会社名:一般社団法人経営セカンドオピニオン協会

担当 : 山中



# 持続化給付金【申請難易度★☆☆】

## 募集期間

2020年5月1日から2021年1月15日まで

#### 目的

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、事業全般に 広く使える給付金を支給します。

#### 支援内容

#### ▼給付額

法人は200万円、個人事業者は100万円

- ※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。
- ■売上減少分の計算方法

前年の総売上(事業収入) — (前年同月比▲50%月の売上げ×12ヶ月)

※上記を基本としつつ、昨年創業した方などに合った対応も引き続き検討しています。

#### 対象者の詳細

#### 支給対象

- □新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で50%以上減少している者。
- □資本金10億円以上の大企業を除き、中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者を広く対象とします。 また、医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人についても幅広く対象となります。

#### お問い合わせ

#### 相談ダイヤル

中小企業 金融・給付金相談窓口

0570-783183 (平日・休日9:00~17:00)

#### 申請解説動画QRコード



申請相談ページ	samurai-match.jp/coupon/	
申請相談コード	tgav22	
申請支援着手金		要相談
成功報酬		要相談

申請問い合わせ先

情報の泉本部 東京都渋谷区南平台町3-13 新堀ビル 3 F TEL:03-6416-0402 HP:https://www.grand2.com MAIL:support1@j-izumi.com

上記金額の有効期限は2021年1月15日まで

### 担当者

会社名:一般社団法人経営セカンドオピニオン協会

担当 : 山中



# 令和元年度補正ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金【 申請難易度★★☆】

### 募集期間

2020年9月1日から2020年11月26日まで

#### 目的

中小企業・小規模事業者等が今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更(働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入等)等に対応するため、中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援します。

#### 支援内容

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金は、中小企業・小規模事業者等が今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更(働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入等)等に対応するため、中小企業・小規模事業者等が取り組む 革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援するものです。

## 支援規模

#### 【補助額】

100万円~1,000万円

#### 【補助率】

中小企業者:1/2

小規模企業者·小規模事業者:2/3

# 【事業実施期間】

交付決定日(2020年4月末予定)から10ヶ月以内

#### 【補助対象経費】

機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連 経費

## 対象者の詳細

#### 【対象者】

本補助金の補助対象者は、日本国内に本社及び補助事業の実施場所を有する中小企業者および特定非営利活動法人に限ります。ただし、申請締切日前10か月以内に同一事業(令和元年度補正ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業)の交付決定を受けた事業者を除きます。

以下の要件をすべて満たす3~5年の事業計画を策定し、従業員に表明している中小企業・小規模事業者等

事業計画期間において、給与支給総額を年率平均1.5%以上増加

事業計画期間において、事業場内最低賃金を地域別最低賃金+30円以上の水準にする

事業計画期間において、事業者全体の付加価値額を年率平均3%以上増加

#### お問い合わせ

<応募申請書類お問合せ先> ものづくり補助金事務局サポートセンター

受付時間:10:00~17:00/月曜~金曜(祝日除く)

電話番号:050-8880-4053

申	請相談ページ	samurai-match.jp/coupon/	
申	請相談コード	dtpb4g	
申	請支援着手金		要相談
	成功報酬		要相談

情報の泉本部 東京都渋谷区南平台町3-13 新堀ビル3F TEL:03-6416-0402 HP:https://www.grand2.com MAIL:support1@j-izumi.com

上記金額の有効期限は2020年11月26日まで

# 担当者

会社名:一般社団法人経営セカンドオピニオン協会

担当 : 山中



# 小規模事業者持続化補助金【申請難易度★☆☆】

#### 募集期間

2020年3月10日から2021年2月5日まで

#### 目的

小規模事業者および一定要件を満たす特定非営利活動法人が今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更(働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入等)等に対応するため、小規模事業者等が取り組む販路開拓等の取組の経費の一部を補助します。公募受付開始3月13日(金)10時00分(予定)、第1回受付締切:2020年3月31日(火)、第2回受付締切:2020年6月5日(金)、第3回受付締切:2020年10月2日(金)、第4回受付締切:2021年2月5日(金)です。

#### 支援内容

#### 補助対象事業

- (1) 策定した「経営計画」に基づいて実施する、地道な販路開拓等(生産性向上)のための取組であること。あるいは、販路開拓等の取組とあわせて行う業務効率化(生産性向上)のための取組であること。
- ①地道な販路開拓等(生産性向上)の取組について
- ・本補助金事業は、持続的な経営に向けた経営計画に基づく、小規模事業者の地道な販路開拓や売上拡大の取組を支援するもので す。
- ・開拓する販路として対象とすることができる市場の範囲は、日本国内に限らず海外市場も含むことができるものとします。また 、消費者向け、企業向け取引のいずれも対象となります。
- ・開業したばかりの事業者が行う、集客・店舗認知度向上のためのオープンイベント等の取組も対象となります。
- ・本事業の完了後、概ね1年以内に売上げにつながることが見込まれる事業活動(=早期に市場取引の達成が見込まれる事業活動 )とします。
- ②業務効率化(生産性向上)の取組について
- ・本事業は、地道な販路開拓等(生産性向上)の取組をする場合に対象となりますが、販路開拓とあわせて行う業務効率化(生産性向上)の取組を行う場合には、業務効率化(生産性向上)の取組についても、補助対象事業となります。業務効率化には、「サービス提供等プロセスの改善」および「IT利活用」があります。

#### ※5/5追記

小規模事業者等が今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更(働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入等)等に対応するため、持続的な経営に向けた経営計画に基づく地道な販路開拓等の取組で、且つ、新型コロナウイルス感染症が事業環境に与える特徴的な影響を乗り越えるための前向きな投資を行う取組に要する経費の一部を補助します。

#### 支援規模

補助上限額:50万円

補助率2/3

#### 対象者の詳細

- (1) 小規模事業者であること
- (2) 商工会議所の管轄地域内で事業を営んでいること。
- (3) 本事業への応募の前提として、持続的な経営に向けた経営計画を策定していること。
- (4) この「令和元年度補正予算 小規模事業者持続化補助金<一般型>」において、受付締切日の前10か月以内に、先行する受付締切回で採択・交付決定を受けて、補助事業を実施した(している)者でないこと(共同申請の参画事業者の場合も含みます)
- (5) 「別掲:反社会的勢力排除に関する誓約事項」の「記」以下のいずれにも該当しない者であり、かつ、今後、補助事業の実施期間内・補助事業完了後も、該当しないことを誓約すること。

#### お問い合わせ

日本商工会議所 小規模事業者持続化補助金 事務局 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷3-11-8 電話番号 03-6447-2389

申請相	談ページ	samurai-match.jp/coupon/	
申請相	談コード	6wzz0t	
申請支	援着手金		要相談
成功	<b>力報酬</b>		要相談

情報の泉本部 東京都渋谷区南平台町3-13 新堀ビル3F TEL:03-6416-0402 HP:https://www.grand2.com MAIL:support1@j-izumi.com

上記金額の有効期限は2021年2月5日まで

# 担当者

会社名:一般社団法人経営セカンドオピニオン協会

担当 : 山中



# キャリアアップ助成金(制度助成含む7パック) 【申請難易度★☆☆】

# 募集期間

随時

#### 目的

「キャリアアップ助成金」は、有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度です。

#### 支援内容

#### 正社員化コース

有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換または直接雇用した場合に助成します。

#### 賃金規定等改定コース

すべてまたは一部の有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を増額改定し、昇給した場合に助成します。

#### 健康診断制度コース

有期契約労働者等を対象とする「法定外の健康診断制度」を新たに規定し、延べ4人以上実施した場合に助成します。

#### 賃金規定等共通化コース

有期契約労働者等に関して正規雇用労働者と共通の職務等に応じた賃金規定等を新たに作成し、適用した場合に助成します。

#### 諸手当制度共通化コース

有期契約労働者等に関して正規雇用労働者と共通の諸手当制度を新たに設け、適用した場合に助成します。

#### 選択的適用拡大導入時処遇改善コース

労使合意に基づく社会保険の適用拡大の措置により、有期契約労働者等を新たに被保険者とし、基本給を増額した場合に助成します。

# 短時間労働者労働時間延長コース

短時間労働者の週所定労働時間を延長し、新たに社会保険を適用した場合に助成します。

#### 支援規模

#### 正社員化コース

- ① 有期 → 正規: 1人当たり57万円<72万円> (42万7,500円<54万円>)
- ② 有期 → 無期: 1人当たり28万5,000円<36万円> (21万3,750円<27万円>)
- ③ 無期 → 正規: 1人当たり28万5,000円<36万円> (21万3,750円<27万円>)
- <①~③合わせて、1年度1事業所当たりの支給申請上限人数は20人まで>

#### 賃金規定等改定コース

・すべての有期契約労働者等の賃金規定等を2%以上増額改定した場合 対象労働者数

1人~3人:1事業所当たり95,000円<12万円> (71,250円<90,000円>) 4人~6人:1事業所当たり19万円<24万円> (14万2,500円<18万円>) 7人~10人:1事業所当たり28万5,000円<36万円> (19万円<24万円>)

11人~100人: 1人当たり28,500円<36,000円> (19,000円<24,000円>)

・一部の賃金規定等を2%以上増額改定した場合

#### 対象労働者数

1人~3人: 1事業所当たり47,500円<60,000円> (33,250円<42,000円>) 4人~6人: 1事業所当たり95,000円<12万円> (71,250円<90,000円>) 7人~10人: 1事業所当たり14万2,500円<18万円> (95,000円<12万円>) 11人~10人: 1人~10人: 1人~

<1年度1事業所当たり100人まで、申請回数は1年度1回のみ>

#### 健康診断制度コース

- 1事業所当たり57万円<72万円> (42万7,500円<54万円>)
- <1事業所当たり1回のみ>
- ※共通化した対象労働者(2人目以降)について、助成額を加算
- ・対象労働者1人当たり20,000円<24,000円> (15,000円<18,000円>)
- <上限20人まで>

#### 諸手当制度共通化コース

- 1事業所当たり38万円<48万円> (28万5,000円<36万円>)
- <1事業所当たり1回のみ>
- ※共通化した対象労働者(2人目以降)について、助成額を加算

(加算の対象となる手当は、対象労働者が最も多い手当1つとなります。)

- ・対象労働者1人当たり15,000円<18,000円> (12,000円<14,000円>)
- <上限20人まで>
- ※同時に共通化した諸手当(2つ目以降)について、助成額を加算 (原則、同時に支給した諸手当について、加算の対象となります。)
- ・諸手当の数1つ当たり16万円<19万2,000円>(12万円<14万4,000円>)
- <上限10手当まで>

#### 選択的適用拡大導入時処遇改善コース

#### 基本給の増額割合に応じて、

3%以上5%未満:1人当たり29,000円<36,000円>(22,000円<27,000円>) 5%以上7%未満:1人当たり47,000円<60,000円>(36,000円<45,000円>) 7%以上10%未満:1人当たり66,000円<83,000円>(50,000円<63,000円>) 10%以上14%未満:1人当たり94,000円<11万9,000円>(71,000円<89,000円>) 14%以上:1人当たり13万2,000円<16万6,000円>(99,000円<12万5,000円>) <1事業所当たり1回のみ、支給申請上限人数は45人まで>

#### 短時間労働者労働時間延長コース

- ・短時間労働者の週所定労働時間を5時間以上延長し新たに社会保険に適用した場合
- 1人当たり22万5,000円<28万4,000円>(16万9,000円<21万3,000円>)
- ※令和2年3月31日までの間、支給額を増額しています。
- ・労働者の手取り収入が減少しないように週所定労働時間を延長し、新たに社会保険に適用させることに加えて、賃金規定等改定コースまたは選択的適用拡大導入時処遇改善コースを実施した場合
- ※令和2年3月31日までの暫定措置となります。
- 1時間以上2時間未満:1人当たり45,000円<57,000円>(34,000円<43,000円>)
- 2時間以上3時間未満:1人当たり90,000円<11万4,000円>(68,000円<86,000円>)
- 3時間以上4時間未満:1人当たり13万5,000円<17万円>(10万1,000円<12万8,000円>)
- 4時間以上5時間未満:1人当たり18万円<22万7,000円>(13万5,000円<17万円>)
- <1年度1事業所当たり支給申請上限人数は45人まで>
- ※令和2年3月31日までの間、上限人数を緩和しています

#### 対象者の詳細

支給対象事業主(全コース共通)

- ※この助成金でいう事業主には、民間の事業者のほか、民法上の公益法人、特定非営利活動促進法上の特定非営利活動法人(いわゆるNPO法人)、医療法上の医療法人、社会福祉法上の社会福祉法人なども含まれます。
- ※ 各コースの支給対象事業主の要件については、それぞれのコースのページをご覧ください。
- 雇用保険適用事業所の事業主であること
- 雇用保険適用事業所ごとに、キャリアアップ管理者を置いている事業主であること
- 〇 雇用保険適用事業所ごとに、対象労働者に対し、キャリアアップ計画を作成し、管轄労働局長の受給資格の認定を受けた※事業 主であること
- ※ キャリアアップ計画書は、コース実施日までに管轄労働局長に提出してください。
- ※キャリアアップ管理者は、複数の事業所および労働者代表との兼任はできません。
- 該当するコースの措置に係る対象労働者に対する賃金の支払い状況等を明らかにする書類を整備している事業主であること
- キャリアアップ計画期間内にキャリアアップに取り組んだ事業主であること

次のいずれかに該当する事業主は、この助成金を受給できません。

- ① 支給申請した年度の前年度より前のいずれかの保険年度の労働保険料を納入していない事業主
- ② 支給申請日の前日から過去1年間に、労働関係法令の違反を行った事業主
- ③ 性風俗関連営業、接待を伴う飲食等営業またはこれらの営業の一部を受託する営業を行う事業主
- ④ 暴力団と関わりのある事業主
- ⑤ 暴力主義的破壊活動を行ったまたは行う恐れがある団体等に属している事業主
- ⑥ 支給申請日、または支給決定日の時点で倒産している事業主
- ⑦ 支給決定時に、雇用保険適用事業所の事業主でない※事業主
- ※ 雇用保険被保険者数が0人の場合や事業所が廃止されている場合(吸収合併等による統廃合や雇用保険の非該当承認を受けている場

合を含む) 等を指します

#### お問い合わせ

#### 労働局

https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/

## ハローワーク

https://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html

#### 支給申請窓口

https://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/madoguchi.html

詳細は『厚生労働省』『キャリアアップ助成金』にて検索くださいませ。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\_roudou/part\_haken/jigyounushi/career.html

申請相談ページ	samurai-match.jp/coupon/	
申請相談コード	vpkf05	
申請支援着手金		要相談
成功報酬		要相談

情報の泉本部 東京都渋谷区南平台町3-13 新堀ビル3F TEL:03-6416-0402 HP:https://www.grand2.com MAIL:support1@j-izumi.com

# 上記金額の有効期限は2021年4月21日まで

# 担当者

会社名:一般社団法人経営セカンドオピニオン協会

担当 : 山中



# キャリアアップ助成金(諸手当制度共通化コース)【申請難易度★☆

 $\stackrel{\wedge}{\sim}$ 

# 募集期間

随時

#### 目的

有期契約労働者等に対して正規雇用労働者と共通の諸手当に関する制度を適用した事業主に対して助成するものであり、有期契約 労働者等の処遇改善を通じたキャリアアップのため

#### 支援内容

- 1事業所あたり38万円<48万円>(中小企業以外28.5万円<36万円>)
- ※対象となる有期契約労働者が2人以上の場合、2人目から1人あたり1.5万円<1.8万円> (中小企業以外1.2万円<1.4万円>)加算
- ※対象となる諸手当制度を同時に2つ以上新たに規定・適用した場合、2つ目以降の 手当1つにつき、16万円<19.2万円>(中小企業以外12万円<14.4万円>)加算

#### 支援規模

- 1事業所あたり38万円<48万円>(中小企業以外28.5万円<36万円>)
- ※対象となる有期契約労働者が2人以上の場合、2人目から1人あたり1.5万円<1.8万円> (中小企業以外1.2万円<1.4万円>)加算
- ※対象となる諸手当制度を同時に2つ以上新たに規定・適用した場合、2つ目以降の手当1つにつき、16万円<19.2万円>(中小企業以外12万円<14.4万円>)加算

#### 対象者の詳細

次の1~3の要件のすべてを満たすことが必要です。

- 1 雇用保険適用事業所の事業主であること
- 2 支給のための審査に協力すること
- (1) 支給または不支給の決定のための審査に必要な書類等を整備・保管していること
- (2) 支給または不支給の決定のための審査に必要な書類等の提出を、管轄労働局等から求められた場合に応じること
- (3) 管轄労働局等の実地調査を受け入れること など期間内に申請を行うこと

#### 申請解説動画QRコード



申請相談ページ	samurai-match.jp/coupon/	
申請相談コード	qmqpg9	
申請支援着手金		要相談
成功報酬		要相談

上記金額の有効期限は2021年4月21日まで

申請問い合わせ先

情報の泉本部 東京都渋谷区南平台町3-13 新堀ビル3F TEL:03-6416-0402 HP:https://www.grand2.com MAIL:support1@j-izumi.com

# 担当者

会社名:一般社団法人経営セカンドオピニオン協会

担当 : 山中



# キャリアアップ助成金(賃金規定等共通化コース)【申請難易度★☆



# 募集期間

随時

#### 目的

有期契約労働者等に対して正規雇用労働者と共通の賃金規定等を適用した事業主に対して助成するものであり、有期契約労働者等 の処遇改善を通じたキャリアアップのため

#### 支援内容

- 1事業所あたり57万円<72万円>(中小企業以外42.75万円<54万円>)
- ※対象となる有期契約労働者等が2人以上の場合、2人目から1人あたり2万円<2.4万円> (中小企業以外1.5万円<1.8万円>) 加算

#### 支援規模

- 1事業所あたり57万円<72万円>(中小企業以外42.75万円<54万円>)
- ※対象となる有期契約労働者等が2人以上の場合、2人目から1人あたり2万円<2.4万円>(中小企業以外1.5万円<1.8万円>)加算

#### 対象者の詳細

次の1~3の要件のすべてを満たすことが必要です。

- 1 雇用保険適用事業所の事業主であること
- 2 支給のための審査に協力すること
- (1) 支給または不支給の決定のための審査に必要な書類等を整備・保管していること
- (2) 支給または不支給の決定のための審査に必要な書類等の提出を、管轄労働局等から求められた場合に応じること
- (3) 管轄労働局等の実地調査を受け入れること など

期間内に申請を行うこと

# お問い合わせ

労働局、ハローワーク

申請相談ページ	samurai-match.jp/coupon/	
申請相談コード	cw6zgk	
申請支援着手金		要相談
成功報酬		要相談

上記金額の有効期限は2021年4月21日まで

申請問い合わせ先

情報の泉本部 東京都渋谷区南平台町3-13 新堀ビル 3 F TEL:03-6416-0402 HP:https://www.grand2.com MAIL:support1@j-izumi.com

# 担当者

会社名:一般社団法人経営セカンドオピニオン協会

担当 : 山中



# キャリアアップ助成金(健康診断制度コース)【申請難易度★☆☆】

# 募集期間

随時

#### 目的

健康診断の実施が法定外の有期契約労働者等に対する健康診断制度を新たに規定し、実施した事業主に対して助成するものであり、健康管理体制の強化を通じた有期契約労働者等のキャリアアップのため

#### 支援内容

1事業所あたり38万円<48万円>(中小企業以外28.5万円<36万円>)

#### 支援規模

1事業所あたり38万円<48万円>(中小企業以外28.5万円<36万円>)

#### 対象者の詳細

次の1~3の要件のすべてを満たすことが必要です。

- 1 雇用保険適用事業所の事業主であること
- 2 支給のための審査に協力すること
- (1) 支給または不支給の決定のための審査に必要な書類等を整備・保管していること
- (2)支給または不支給の決定のための審査に必要な書類等の提出を、管轄労働局等から求められた場合に応じること
- (3) 管轄労働局等の実地調査を受け入れること など
- 3 申請期間内に申請を行うこと

# 申請解説動画QRコード



申請相談ページ	samurai-match.jp/coupon/	
申請相談コード	t3r8ad	
申請支援着手金		要相談
成功報酬		要相談

上記金額の有効期限は2021年4月21日まで

申請問い合わせ先

情報の泉本部 東京都渋谷区南平台町3-13 新堀ビル 3 F TEL:03-6416-0402 HP:https://www.grand2.com MAIL:support1@j-izumi.com

# 担当者

会社名:一般社団法人経営セカンドオピニオン協会

担当 : 山中



# キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)【申請難易度★☆☆ 】

# 募集期間

随時

#### 目的

有期契約労働者等の賃金規定等を増額改定し、昇給を図った事業主に対して助成するものであり、有期契約労働者等の処遇改善を 通じたキャリアアップのため

#### 支援内容

【すべての有期契約労働者等の賃金規定等を増額改定した場合】

- 1~3人95,000円<12万円>(中小企業以外71,250円<90,000円>)
- 4~6人19万円<24万円>(中小企業以外14.25万円<18万円>)
- 7~10人 28.5万円<36万円>(中小企業以外19万円<24万円>)
- 11~100人 1人あたり28,500円<36,000円>(中小企業以外19,000円<24,000円>)

#### 【一部の賃金規定等を増額改定した場合】

- 1~3人47,500円<60,000円>(中小企業以外33,250円<42,000円>)
- 4~6人95,000円<12万円>(中小企業以外71,250円<90,000円>)
- 7~10人14.25万円<18万円>(中小企業以外95,000円<12万円>)
- 11~100人 1人あたり14,250円<18,000円>(中小企業以外9,500円<12,000円>)
- ※中小企業において3%以上増額改定を行った場合
- ・すべての賃金規定等改定 1人あたり14,250円<18,000円>加算
- 一部の賃金規定等改定 1人あたり7,600円<9,600円>加算
- ※職務評価を活用して処遇改善を行った場合
- 1事業所あたり19万円<24万円>(中小企業以外14.25万円<18万円>)加算

#### 支援規模

【すべての有期契約労働者等の賃金規定等を増額改定した場合】

- 1~3人95,000円<12万円>(中小企業以外71,250円<90,000円>)
- 4~6人19万円<24万円>(中小企業以外14.25万円<18万円>)
- 7~10人 28.5万円<36万円>(中小企業以外19万円<24万円>)
- 11~100人 1人あたり28,500円<36,000円>
- (中小企業以外19,000円 < 24,000円 >)

#### 【一部の賃金規定等を増額改定した場合】

- 1~3人47,500円<60,000円> (中小企業以外33,250円<42,000円>)
- 4~6人95,000円<12万円>(中小企業以外71,250円<90,000円>)
- 7~10人 14.25万円<18万円> (中小企業以外95,000円<12万円>)
- 11~100人 1人あたり14,250円<18,000円>
- (中小企業以外9,500円<12,000円>)
- ※中小企業において3%以上増額改定を行った場合
- ・すべての賃金規定等改定 1人あたり14,250円<18,000円>加算
- 一部の賃金規定等改定 1人あたり7,600円<9,600円>加算
- ※職務評価を活用して処遇改善を行った場合
- 1事業所あたり19万円<24万円>(中小企業以外14.25万円<18万円>)加算

# 対象者の詳細

次の1~3の要件のすべてを満たすことが必要です。

- 1 雇用保険適用事業所の事業主であること
- 2 支給のための審査に協力すること
- (1) 支給または不支給の決定のための審査に必要な書類等を整備・保管していること
- (2)支給または不支給の決定のための審査に必要な書類等の提出を、管轄労働局等から求められた場合に応じること
- (3) 管轄労働局等の実地調査を受け入れること など
- 3 申請期間内に申請を行うこと

申請相談ページ	samurai-match.jp/coupon/	
申請相談コード	p3q369	
申請支援着手金		要相談
成功報酬		要相談
	·	

情報の泉本部 東京都渋谷区南平台町3-13 新堀ビル3F TEL:03-6416-0402 HP:https://www.grand2.com MAIL:support1@j-izumi.com

# 上記金額の有効期限は2021年4月21日まで

# 担当者

会社名:一般社団法人経営セカンドオピニオン協会

担当 : 山中



# キャリアアップ助成金(正社員化コース)【申請難易度★☆☆】

# 募集期間

随時

#### 目的

有期契約労働者等の正規雇用労働者等への転換、または派遣労働者を直接雇用した事業主に対して助成するものであり、有期契約 労働者等のより安定度の高い雇用形態への転換等を通じたキャリアアップのため

#### 支援内容

- ①【有期→正規】1人あたり57万円<72万円> (中小企業以外42.75万円<54万円>)
- ②【有期→無期】1人あたり28.5万円<36万円> (中小企業以外21.375万円<27万円>)
- ③【無期→正規】1人あたり28.5万円<36万円> (中小企業以外21.375万円<27万円>)
- ※ 正規には「多様な正社員(勤務地・職務限定正社員、短時間正社員)」を含む
- ※ 派遣労働者を派遣先で正規雇用として直接雇用する場合
- ①③1人あたり28.5万円<36万円>(中小企業以外も同額)加算
- ※ 支給対象者が母子家庭の母等または父子家庭の父の場合
- 若者雇用促進法に基づく認定事業主における対象者が35歳未満の場合
- 1人あたり ①95,000円<12万円> (中小企業以外も同額) 加算
- ②③47,500円<6万円>(中小企業以外も同額)加算
- ※ 勤務地・職務限定正社員制度を新たに規定した場合
- ①③1事業所あたり95,000円<12万円>(中小企業以外71,250円<9万円>)加算

#### 支援規模

- ①【有期→正規】1人あたり57万円<72万円> (中小企業以外42.75万円<54万円>)
- ②【有期→無期】1人あたり28.5万円<36万円> (中小企業以外21.375万円<27万円>)
- ③【無期→正規】1人あたり28.5万円<36万円> (中小企業以外21.375万円<27万円>)
- ※ 正規には「多様な正社員(勤務地・職務限定正社員、短時間正社員)」を含む
- ※ 派遣労働者を派遣先で正規雇用として直接雇用する場合
- ①31人あたり28.5万円<36万円>(中小企業以外も同額)加算
- ※ 支給対象者が母子家庭の母等または父子家庭の父の場合
- 若者雇用促進法に基づく認定事業主における対象者が35歳未満の場合
- 1人あたり ①95,000円<12万円>(中小企業以外も同額)加算
- ②③47,500円 < 6万円> (中小企業以外も同額) 加算
- ※ 勤務地・職務限定正社員制度を新たに規定した場合
- ①③1事業所あたり95,000円<12万円>(中小企業以外71,250円<9万円>)加算

#### 対象者の詳細

次の1~3の要件のすべてを満たすことが必要です。

- 1 雇用保険適用事業所の事業主であること
- 2 支給のための審査に協力すること
- (1) 支給または不支給の決定のための審査に必要な書類等を整備・保管していること
- (2) 支給または不支給の決定のための審査に必要な書類等の提出を、管轄労働局等から求められた場合に応じること
- (3) 管轄労働局等の実地調査を受け入れること など
- 3 申請期間内に申請を行うこと

#### お問い合わせ

労働局、ハローワーク

# 申請解説動画QRコード



申請相談ページ	samurai-match.jp/coupon/	
申請相談コード	m5knat	
申請支援着手金		要相談
成功報酬		要相談

上記金額の有効期限は2021年4月21日まで

申請問い合わせ先

情報の泉本部 東京都渋谷区南平台町3-13 新堀ビル 3 F TEL:03-6416-0402 HP:https://www.grand2.com MAIL:support1@j-izumi.com

# 担当者

会社名:一般社団法人経営セカンドオピニオン協会

担当 : 山中



# キャリアアップ助成金(短時間労働者労働時間延長コース) 【申請難 易度★☆☆】

# 募集期間

随時

#### 目的

雇用する有期契約労働者等について、週所定労働時間を5時間以上延長または賃金規定等改定コースもしくは選択的適用拡大導入時処遇改善コースと併せて労働者の手取り収入が減少しないように週所定労働時間を1時間以上5時間未満延長し、新たに社会保険に適用した事業主に対して助成するものであり、社会保険適用を受けることのできる労働条件の確保を通じた短時間労働者のキャリアアップのため

#### 支援内容

【週所定労働時間を5時間以上延長した場合】

1人あたり19万円<24万円>(中小企業以外14.25万円<18万円>)

【上記Ⅱ賃金規定等改定コースまたはⅥ選択的適用拡大導入時処遇改善コースと併せて労働者の手取り収入が減少しないように週 所定労働時間を1時間以上5時間未満延長した場合】

1時間以上2時間未満 1人あたり38,000円<48,000円>

(中小企業以外 28,500円 < 36,000円 > )

2時間以上3時間未満 1人あたり76,000円<96,000円>

(中小企業以外 57,000円<72,000円>) 3時間以上4時間未満 1人あたり11.4万円<14.4万円>

(中小企業以外 85,500円<10.8万円>) 4時間以上5時間未満 1人あたり15.2万円<19.2万円>

(中小企業以外 11.4万円<14.4万円>)

#### 支援規模

【週所定労働時間を5時間以上延長した場合】

1人あたり19万円<24万円>(中小企業以外14.25万円<18万円>)

【上記II賃金規定等改定コースまたはVI選択的適用拡大導入時処遇改善コース

と併せて労働者の手取り収入が減少しないように週所定労働時間を1時間以上

5 時間未満延長した場合】

1時間以上2時間未満 1人あたり38,000円<48,000円>

(中小企業以外 28,500円 < 36,000円 > )

2時間以上3時間未満 1人あたり76,000円<96,000円>

(中小企業以外 57,000円<72,000円>)

3時間以上4時間未満 1人あたり11.4万円<14.4万円>

(中小企業以外 85,500円 < 10.8万円 > )

4時間以上5時間未満 1人あたり15.2万円<19.2万円>

(中小企業以外 11.4万円<14.4万円>)

#### 対象者の詳細

次の1~3の要件のすべてを満たすことが必要です。

- 1 雇用保険適用事業所の事業主であること
- 2 支給のための審査に協力すること
- (1) 支給または不支給の決定のための審査に必要な書類等を整備・保管していること
- (2) 支給または不支給の決定のための審査に必要な書類等の提出を、管轄労働局等から求められた場合に応じること
- (3) 管轄労働局等の実地調査を受け入れること など3 申請期間内に申請を行うこと

申請相談ページ	samurai-match.jp/coupon/	
申請相談コード	7tw2sd	
申請支援着手金		要相談
成功報酬		要相談
	·	

情報の泉本部 東京都渋谷区南平台町3-13 新堀ビル3F TEL:03-6416-0402 HP:https://www.grand2.com MAIL:support1@j-izumi.com

上記金額の有効期限は2021年4月21日まで

# 担当者

会社名:一般社団法人経営セカンドオピニオン協会

担当 : 山中



# キャリアアップ助成金(選択的適用拡大導入時処遇改善コース)【申 請難易度★☆☆】

# 募集期間

随時

#### 目的

労使合意に基づき社会保険の適用拡大の措置を実施し、雇用する有期契約労働者等の賃金を引上げた事業 主に対して助成するものであり、社会保険適用を受けることのできる労働条件の確保を通じた短時間労働者のキャリアアップのため

# 支援内容

賃金引上げ割合に応じて、1人あたり

3%以上:19,000円<24,000円>(中小企業以外14,250円<18,000円>)5%以上:38,000円<48,000円>(中小企業以外28,500円<36,000円>)7%以上:47,500円<60,000円>(中小企業以外33,250円<42,000円>)10%以上:76,000円<96,000円>(中小企業以外57,000円<72,000円>)14%以上:95,000円<12万円>(中小企業以外71,250円<90,000円>)

#### 支援規模

賃金引上げ割合に応じて、1人あたり

3%以上:19,000円<24,000円>(中小企業以外14,250円<18,000円>)5%以上:38,000円<48,000円>(中小企業以外28,500円<36,000円>)7%以上:47,500円<60,000円>(中小企業以外33,250円<42,000円>)10%以上:76,000円<96,000円>(中小企業以外57,000円<72,000円>)14%以上:95,000円<12万円>(中小企業以外71,250円<90,000円>)

#### 対象期間

\_

#### 対象者の詳細

次の1~3の要件のすべてを満たすことが必要です。

- 1 雇用保険適用事業所の事業主であること
- 2 支給のための審査に協力すること
- (1) 支給または不支給の決定のための審査に必要な書類等を整備・保管していること
- (2)支給または不支給の決定のための審査に必要な書類等の提出を、管轄労働局等から求められた場合に応じること
- (3) 管轄労働局等の実地調査を受け入れること など
- 3 申請期間内に申請を行うこと

申請相談ページ	samurai-match.jp/coupon/	
申請相談コード	6ht5nw	
申請支援着手金		要相談
成功報酬		要相談

情報の泉本部 東京都渋谷区南平台町3-13 新堀ビル3F TEL:03-6416-0402 HP:https://www.grand2.com MAIL:support1@j-izumi.com

上記金額の有効期限は2021年4月21日まで

# 担当者

会社名:一般社団法人経営セカンドオピニオン協会

担当 : 山中

住所 : 東京都港区高輪3-25-22高輪カネオビル8F

当サービスは業務委託先が提供しており、サービス内容・品質については一般社団法人経営セカンドオピニオン協会が保証するものではありません。 サービスのご利用はお客さまの判断の元で行なってください。万一サービス提供を受けた結果損害が生じても、一般社団法人経営セカンドオピニオン協会 は責任を負いかねます。

補助金、助成金検索サービスである業務委託先へお客さま情報(企業情報)を提供し作成した資料となっております。

≪お客さま情報(企業情報)お取り扱いについて≫

提供先 :株式会社グランドツー(住所:東京都渋谷区南平台町3-13 新掘ビル3F電話:03-6427-0944) 利用目的 :株式会社グランドツーはお預かりした情報を補助金、助成金検索の目的で利用します。

提供される内容:該当する可能性がある補助金、助成金